

Tax News Flash

#02/2025

「Easy E-Receipt 2.0」に関する省令 No.397 および歳入局長通達 No.455 を発行

2025 年 1 月 10 日、「Easy E-Receipt 2.0」政策に関する省令 No.397 が官報で公表されました。これに続き、2024 年 1 月 14 日には歳入局長通達 No.455 が発行され、2025 年 1 月 16 日から 2 月 28 日までに購入した商品に対する課税所得の控除における規則、手続き、および条件が規定されました。特に、e-タックスインボイスと e-レシートの条件について言及されています。

Easy E-Receipt 2.0	
購入期間	2025 年 1 月 16 日 ~ 2025 年 2 月 28 日
対象となる購入品	<p>納税者は、商品およびサービスの購入に対して 50,000 バーツを上限に課税所得の控除を申請することができます。以下の購入品が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none">VAT 登録事業者からの完全な e-タックスインボイスが発行された商品およびサービス、ならびに非 VAT 登録事業者からの e-レシートが発行された商品やサービスが対象となり(実際に支払った金額に基づき控除が行われます)、後者(非 VAT 登録事業者からの商品及びサービス)は、書籍、新聞、雑誌(紙または電子形式)、一村一品(OTOP)製品、地域企業の商品、および社会的企業の商品またはサービス*の購入に対してのみ、30,000 バーツを上限に控除が可能です。OTOP 製品、地域企業の商品、および社会的企業の物品またはサービス*の購入については、OTOP 製品および企業が正式に登録されている場合、20,000 バーツを上限に追加の控除が可能です。 <p>*購入した商品やサービスの支払いは、地域企業または社会的企業に直接支払われなければなりません。</p>
対象外の購入品	<ul style="list-style-type: none">アルコール飲料タバコ燃料、ガス、自動車充電用の電化製品車両(自動車、バイク、ボート)保険料通信費およびインターネット料金観光サービスおよびホテル、ホステル、その他の宿泊施設にかかる費用

詳細については、省令 No.397 および歳入局長通達 No.455 を参照ください。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。